自己評価にあたっての留意事項

平成26年 7月17日版 (平成26年4月1日施行)

【注音真道】H26 04 01

今回の改定・加筆箇所を「赤文字」で表記しています。

特別簡易型

1 全般的な留意事項

技術評価点自己評価表(以下「自己評価表」という。) (別記様式第1号)の作成・提出にあたっては、入札公告で掲げる総合評価方式個別説明書(以下「個別説明書」という。)の内容を十分 確認の上、あらかじめ新潟市建設工事総合評価方式試行要値で定める技術資料(別記様式第2号~第8号)などを作成し、誤りがないよう注意してください。 また、自己評価表 (別記様式第1号) 及び簡易な施工計画 (別記様式第7号)は、電子申請システム(電子入札システムとは異なることにご注意ください。)により提出する必要があります。その際、平成25年3月29日 付けでお知らせした (新潟市建設工事総合評価方式における提出資料の作成と提出についてのお願い」と平成25年4月30日付けでお知らせした 『新潟市建設工事総合評価方式における提出資料の作成と提出についてのお 願い」の訂正、および電子申請で作成する際の様式について」』を今一度、ご確認ください。

評 価 内 容

【特定共同企業体(以下「企業体」という。)で入札に参加する場合の注意事項】 ① 企業体の評価は、企業体機成員の出資比率による相応の評価とし、構成員全員を技術評価します。 (ただし、配置予定技術者の能力を評価する「国家資格」、「同種工事の工事成績」及び「同種・類似工事の施工実績」、並びに企業の地域・社会貢献度を評価する「市内企業の活用」の評価項目には、 はいないというと

【**落札候補者となった場合】** 落札候補者決定の公表と共に、契約担当課から当該落札候補者にその旨の通知、併せて、技術資料(別記様式第2号~第8号)及びその内容を証明する資料、<u>並びに障がい者雇用の評価に関する証明</u>の提出要請の連絡

かでれなか。 出族落札候補者は、**落札候補者決定の公表後、その翌日までに上記の提出資料を契約担当課に持参のうえ提出**していただきます。事前に準備しておいてください。

【当該入札が集効となり失格となる場合】 下記の場合は、当該入札が無効となり生格となります。十分ご注意ください。 ①「自己評価表」において配置予定技術者の氏名が未記入の場合(複数の総合評価入札案件に同一の配置予定技術者を記載して参加し、先行する入札案件を落札した場合(落札候補者決定の公表をした日を基準日とする)、当該落札案件より後の案件において、配置予定技術者の氏名が未配入の場合(複数の総合評価入札案件における 主任技術者の事任事件の認知措置の取扱いについて」に基づく質疑回答により、予め顕和措置の事件を満たすとして確認を受けた入札参加者については、この限りでありません。 ② 簡易型における「簡易な施工計画書」が白紙である場合など不適切な場合 ③ 提出期限内(契約担当課から落札候補者となった旨が通知された日(落札候補者決定の公表日)の翌日、ただし、翌日が休日の場合は、次の開庁日)に技術資料及びその内容を証明する資料の提出がない場合

【提出した「自己評価表」に修正の必要がある場合の方法】 一度提出した「自己評価表」に修正の必要がある場合、提出期限内であれば何度でも再提出可能ですが、一番最後に提出された「自己評価表」をもって技術評価します。

【事業に関して】
① 落札候補者が提出する技術資料(別記様式第2号〜第8号)等で施工実績の規模等が判断できない場合や書類等に不備がある場合。もしくは疑義が生じた場合などにおいては、下表右欄の「落札候補者となった場合」に記載した提出書類等以外に技術資料等の内容を証明する書類の提出を求める場合があります。 場合」に記載した提出書類等以外に技術資料等の自立提出を求められた場合、落札候補者は、速やかな対応を取らなければなりません。 ③ 上記技術資料等の内容を証明する書類の追加提出がない場合、落札候補者は、速やかな対応を取らなければなりません。 ④ その結果、総合評価点が変動したことにより落札候補者でなくなる場合がありますのでご注意ください。

技術資料(別記様式第1号~第8号)、並びに障がい者雇用の評価に関する証明の記載内容に慮偽があった場合は、指名停止となる場合がありますので、十分ご注意ください。

評 価 基 準

評価項目別の留意事項

					育成型 (廃止)	I型	Ⅱ型	Ⅲ型	I型	Ⅱ型	Ⅲ型	,,,
				82点以上		5. 0	5. 0	6. 0	5.0	5. 0	6. 0	4
				7 2 点以上 8 2 点未满	廃	(a- 72) × 0. 5	(a- <mark>72</mark>) × 0. 5	(a- 72) × 0. 6	(a- <mark>72</mark>) × 0. 5	(a- 72) × 0. 5	(a- 72) × 0. 6	3
				65点以上72点未満		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0. 0	2
				65点未満(マイナス評価とする)	止	(a-65) ×1.0	(a-65) ×1.0	(a-65) × 1. 2	(a-65) × 1. 0	(a-65) × 1. 0	(a-65) ×1.2	1
				実績なし		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0. 0	0
工事の施工能力(必須)	企業の能力	工事成績(平均点)	工事成績評定点の平均点: (小数点以下第3位四括 入2位止) (現年度を含まず、過去 4ヶ年度の評示す【明計について、方にでは、10分割にです。 (※本事ででででは、10分割にでは、10分割にでは、10分割には									

【注意喜項】H26.07.17 (定数字句) 1250/121/ 今回の改定・加筆箇所(下記の箇所)を「最文字」で表記しています。 【説明事項】補助技術者の配置と総合評価方式での評価について 【評価項目】企業の能力>工事成績(平均点) 【評価項目】企業の能力>同種・類似工事の施工実績

「<u>公告日」とは、</u>案件ごとの入札公告の公表日のことです。

【評価項目】ボランティア活動

「年度」とは、4月1日から翌年の3月31日までのことです。

過去4ヵ年度・・・平成<u>22</u>年度から平成<u>25</u>年度 (平成<u>22</u>年4月1日から平成<u>26</u>年3月31日)

過去**10**ヶ年度・・平成<u>16</u>年度から平成<u>25</u>年度 (平成<u>16</u>年4月1日から平成<u>26</u>年3月31日)

【技術界価点自己評価表】は、入札案件公告に添付され、その時点でファイル名は、「yousiki1-KA3_04(K)、xls」(一例)となっています。また、【簡易な施工計画書】については、入札案件公告に添付される「総合評価方式個別説明書」においても説明していますが、新潟市ホームページ【技術管理課(建設工事総合評価方式】】に掲げる【試行要領】よりダウンロードしてください。その時点でファイル名は、「yousiki7.xls」となっています。

【様式名】 自己評価表

⇒ yousiki1-パターン番号 (パターン番号は、案件により変わります。) Gusiki7 → yousiki7 → yousiki7 yousiki7 yousiki7 hokan (添付の必要があり、入札参加者が添付するもの)

電子申請システムでは、添付ファイルのファイル名は半角英数字のみに限定されます。自己評価表などを添付する際、ファイル名は、入札公告の【案件番号】 【業者番号】 を加え、次のとおりにしてください。

ファイル名: 入札公告の【案件番号】_ 入札参加者の【業者番号】_ 上記の【様式名】

上記において、「 _ 」は、半角のアンダーバーを表しています。

【ご注意ください!】 当初設定してあるファイル名を変更した場合、<u>入札案件と入札参加者の関係が特定できなくなるため、やむなく失格</u>として取り扱います。

◆ 補助技術者の配置と総合評価方式での評価について ◆ (説明事項)

前版から変更ありの場合のマーク

平成25年3月4日付「補助技術者の配置について」(財務部契約課長発出)が公表されて

) 新潟市発注工事において、上記「補助技術者の配置について」の要件及び手続を満たし、 行の確認がされた当該工事の補助技術者については、総合評価方式における配置予定技術者 実績評価でも適用することとしております。(説明:公表文において、「本運用に基づいて 置した補助技術者の取扱いは、主任(監理)技術者の取扱いと同様とします。) 総合評価方式の審査において必要となる書面は、「工事着手届、現場代理人、主任技術者 決定:変更届」の写し及びコリンズ登録(技術者情報)の写しが必要となります。(必須)

◆ 問い合わせについて ◆

) 電話でのお問い合わせにつきましては、申し訳ございませんが受け付けて おりません。ご了承願います。

) お問い合わせの際は、大変お手数をおかけいたしますが、電子メール、もしくはFAX等の記録の残る方法でお問い合わせください。

お問い合わせの際は、この「自己評価にあたっての留意事項」および 「新潟市建設工事総合評価方式に関するFAQ」を熟読の上、お願いします。 (双方ともに新潟市のホームページに掲載されています。)

新潟市 都市政策部 技術管理センター 技術管理課 〒951-8550 新潟市中央区学校町通1番町602番地1

新潟市ホームページ【技術管理課(建設工事総合評価方式)】 (http://www.citv.nijgata.lg.jp/business/doboku/sougou/in

		<u> </u>	た。ての印音末春	共同はに関す	企業体 る事項		拉利 经转换 1. 4、 4. 相人	前版から
		自己評価にあ	うたっての留意事項	実績の取 扱い	構成員の <u>出資比率</u> を採用		落札候補者となった場合	変更あり
	工事成績(平均点)(こつ 工事成績評定点は、新潟市が (水道局)及び市民病院が発送 入札公告個別説明書の「技術 (分)(下配[A](目)の区グ なお、総合評価に係わる工司 (落札候補者の公表時の疑義所	が発注した工事のみを評価 Eした工事については、評 所評価に関する事項」に記 分で評価します。 F成績評定点の問合せには	<u>の対象とします。</u> 価の対象としません。) ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	共体で成は、 中での様は、 出資比別 で対象と に関わまと した。	0	資料の提出は , 〈END〉	・必要ありません。	
-	【A】 発注する工(業)種と	: 工事成績評定点の工(業	 種について 	【事前の お知ら せ】				
E	<u>発注する工 (</u> 工 (業) 種	業 <u>) 種等</u> 種別等	工事成績評定点の工(業)種等	世】 平成26 年度以降 に共同企				
=	上木一式	下水道管更生上記以外の工事・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	①土木一式のうち下水道管更生工事のみの成績 ②土木一式のうち上記以外の成績・とび・土エ・コンクリー	集体で競工した工事の工事 成績評定				
4	:び・±エ・コンクリート	とび・土工事 交通安全施設	ト (交通安全施設及び解体を除く) 及び(3個構造物の成績 ・ 交通安全施設の成績	点を平成 27年度 より評価 します。				
	R4# 1/4 4/4	解体	解体の成績	この際.				
ΙF	a構造物 		上段 ② 及び③の成績 造圏の成績	出資比率 20%以 上の構成				•
F	技装		圧装の成績	量を評価 します。				
Н			建築一式の成績	また. 企				•
Ŷ			管の成績	<u>業の能</u> 力:同種				
2m	気及び電気通信		電気及び電気通信の成績	工事の工 事成績				
ß	5水		防水の成績	(回数)				
ŧ	製械器具設置		機械器具設置の成績	おいても同様の取				
	上記以外のその他の工(業)科	Ĺ	全ての成績	<u>扱いをし</u> ます。				
	【B】 工事成績評定の対象期	月間について (※1)_						
l	公告月日		工事成績評定点対象しゅん工年月日	1				
	4月1日~5月31日		日の属する年度の4年度前の4月1日から 日 の属する年度の前年度の1月31日まで					
-	6月1日~ 翌年 3月31 日	公告 公告	例: 平成26年4月17日公告の案件) 日の属する年度の4年度前の4月1日から 日の属する年度の前年度の3月31日まで 例: 平成26年6月19日公告の案件)					
	END>		W. I WEY TON TO BE BUNK!!					

		留意事項 評価内容 同種工事で77点以上のエ 事成緒評定点				Mr. D. T.			pa- =				共同値に関す	企業体・スェロ		前胤
	評価項目	評 価 内 容	評 価 基 準	育成型	特別 I型	簡易型 Ⅱ型	Ⅲ型	I 型	簡易型Ⅱ型	Ⅲ型	配点ランク	自己評価にあたっての留意事項	実績の取	株子旦か	□ 落札候補者となった場合 ■	から変す
		同種工事でファム以上のエ	77 点以上が5回以上	(廃止)	1.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2. 0	5		扱い	を採用		
			77点以上が4回以上		0.8	1.6	1.6	1.6	1.6	1. 6	4	(水道局,及び市民病院が発注した工事については、評価の対象としません。)	共同企業 体でのエ 事成績評		技術資料の別記様式第3号【企業の技術力及び配置技術者の能力確認資料】に、左配の留意事項を 熟練のうえ配入し、提出してください。	
		(現年度を含まず、過去 4ヶ年度の評定点 (※	77点以上が3回以上	廃	0. 6	1. 2	1. 2	1. 2	1. 2	1. 2	3	入札公告個別説明書の「技術評価に関する事項」に記載している「同種工事」の要件を満たす過去4ヶ年度内(ただし、4月1日より5月31日までの間は、公告日の属する年度の4年度前の4月1日から公告日の属する年度の前年度の1月31日までとし	定点は,		【提出が必要な資料】 当該同種工事の「工事成績評定通知書」の写し及び同種工事を証明する書類の提出が必要となりま	
	同種工事の工事 成績(回数)	1:前ページに掲げる 企 業の能力に示す【B】工事	77点以上が2回以上		0. 4	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	2	<end></end>	出資比率 に関わら ず対象と	0	す。 なお、5件以上ある場合は、上記写しは5件分のみの提出で構いません。	•
		成績評定の対象期間につい てをご覧ください))	77点以上が1回以上	т.	0. 2	0.4	0. 4	0.4	0.4	0. 4	1	【参照】	しません		<end></end>	
		(対象とする同種工事は案 件ごとに具体的に定める)			0.2	0.4	0.4	0.4	0.4	0. 4	0	上記のただし書きについては、工事成績(平均点)の自己評価にあたっての留意事項に記載する「【B】 工事成 横評定の対象期間について(※1)」をご覧ください。 (END)	<u>⟨END⟩</u>			
		T C TO SEPTEMBER OF THE	XIII.0		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1 0.0	ľ					<u> </u>
			国、旧公団、都道府県又は政令指定都市の発注工事の元請施工実績がある。		1.0	1.0	2. 0	2.0	2. 0	2. 0	2	す、現年度(公告日前日まで)及び過去10ヶ年度内にしゅんエレた工事が対象となります。 〈END〉	共体工は 出にず の積 企の積 とわりま とわりま		技術資料の別記機式第3号 【企業の技術力及び配置技術者の能力確認資料】に、左配の資金事項を 熟練のうえ配入し、提出してください。 【注意事項】 下記に掲げる提出書類で評価条件を満たす工事内容・工事規模等が明確に判断できるものを提出して ください。 審査において、明確に判断できない場合は加点評価がされないこととなります。 あらかじめ提出書類の点検を行い、必要に応じて工事内容・工事規模等の確認に資する図面の準備。	
	同種・類似工事 の施工実績	同種・類似工事の施工実績 (現年度(公告日前日まで) 及び過去10ヶ年度内の実 績) (対象とする実績要件は案 件ごとに具体的に定める)	上記以外の発注工事の元請施工実績がある。	廃止	0. 5	0.5	1.0	1.0	1.0	1.0	1	施工実績は、元請業者としての工事実績のみが対象となり、それ以外の場合の施工実績は対象となりません。 発注者が下記の場合は、配点ランク「2」に該当します。 ① 国 (公立病院など管理運営主体が設立元の国の場合を含む) ② 都道府県 ③ 政令指定都市(注1) ④ 旧道路公団 (注2) ⑤ <u>独立行政法人通則法に定める</u> 独立行政法人(独立行政法人設立以前の公団を含む) ⑥ 国立大学法人法に定める法人 ① 日本下水道事業団	ず 同の全鐘とす 例(者社3日 当企機でが認。 :代)、社会 ・代)、社会 ・代)、社会	©	計算書等の作成をし、添付してください。 特に、CORINSのデータ入力が「代表値」となっている場合等は、判断できないことがあります。必要に応じて工事内容・規模が確認できる図面等を添付してください。 【提出が必要な資料】 内容を証明するものとして、下記に掲げる書類を提出して下さい。 【1】 公共機関発注の場合は、(1)~(3)のいずれか必要な書類を提出して下さい。 (1) ① (一財) 日本建設情報センターが発行するCORINSの竣工時工事カルテ受領書 ②竣工時データの写し ② 発注機関が発行した「工事実績証明書」 (CORINS登録がない場合などに適用) (写しても可。 ただし、当該評価対象入札案件の公告日から過去1年以内に発行 されたものに限る。なお、発注機関が発行する「工事実績証明」は、技術資料	
企業の能力			実績なし。		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0. 0	0	 【注1】 政令指定都市のうち、新潟市が発注した工事の実績には、合併前にしゅんエした旧新潟市以外(新津市,白根市、豊栄市、小須戸町、模越町、亀田町、岩室村、西川町、味方村、潟東村、月潟村、中之口村、巻町)の工事実績も含みます。 【注2】 旧道路公団とは、旧道路公団及び現在、高速道路株式会社法に定められている「東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速 	同に築べ5,のは全当の 企よ工床000事3が工場 は建延積 社、事が		提出期間に提出が可能であることを予め確認してください。) (3) 契約書等の写し (工事名・発注者・工期・契約金額・議負者名等が確認できること) (図面等・工事内容が的確に判断できるもの) [2] 公共機関以外の発注の場合は、(1) (2)の両方を提出してください。 (1) 契約書等の写し (工事名・発注者・工期・契約金額・請負者名等が確認できること) (図面等・工事内容が确定・判断できるもの) (2) 一括下請けがなかったことを証明する書類	
												発注者が財団法人や、土地改良区などの場合は、配点ランク「1」に該当します。 (END)	の実績が あると認 めます。 〈END〉		① 契約書に一括下請禁止事項がある場合は、契約書の写し。 ② 契約書に一括下請禁止事項がない場合は、一括下請けを許可しなかったことを 証明する発注者の証明書。 (END)	
			受注実績が、無し		2. 0	2. 0	2. 0	2. 0	2. 0	2. 0	5	(この際, 回数は, 土木一式, 建築一式, ほ装, その他 の4つに区分して数えます。) 〈END〉	当該年度 の共同企 業体での 受注実績		技術資料の別記機式第3号【企業の技術力及び配置技術者の能力確認資料】に、左配の審査事項を 熟験のうえ配入し、提出してください。 (END)	
			受注実績が、1回		1. 6	1. 6	1.6	1.6	1.6	1. 6	4		が適用され <u>その</u> 受注実績		\Linu\(\text{Linu}\)	
	WASTER - 4.0	当該年度の総合評価方式の 受注回数	受注実績が、2回	廃	1. 2	1. 2	1. 2	1.2	1.2	1. 2	3	① 開札日が異なる複数案件において落札候補者となった場合 総合評価方式の受注回数は、開札日の早いものから数えます。 ② 開札日が同日の複数案件において落札候補者となった場合	は、業成に、れ、共体員つそが、			
	総合評価方式受 注回数 (減点方式)	(受注回数は、入札公告で 掲げる土木一式、建築一 式、ほ装、その他(前記3 工種以外の工種)の4区分 で算定する。)	受注実績が、3回	止	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	2	③ 一人に限定した配置予定技術者(建設業法に抵触しない者。以下同じ。)で複数案件の入札に参加し落札候補者となる場合の受法と回数 当該配置予定技術者が回一人の場合は、上記の方法・順序で審査し、最初に落札候補者となれるもの以外は回数に 数えず失格とします。【配置予定技術者の配置が困難であるため=建設業法に定める必要な主任(監理)技術者が専 任できなり】【入札参加者に受法希望の選択権限は、有りません。】	注したものと見るというできます。	0		
			受注実績が、4回		0. 4	0.4	0.4	0.4	0.4	0. 4	1	上記①及び②の方法・順序で受注回数を教える過程において、複数案件の落札候補者となれる場合、配置予定技術者の配置が困難となる条件については、失格とします。 <u>朱格とする理由及び選択権限の有無については</u> 、上記③に同じです。 ※ なお、上記③及び④に関して、平成25年7月19日付けで必要した「総合評価方式案件における主任技術者の専任要件の緩和措置の取扱いについて」に基づく質疑回答により、予め緩和措置の要件を満たすとして確認を受けた入札参	<end></end>			
			受注実績が、5回以上		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0	加者については、この限りでありません。 ⑤ 上記において落札株補者となり、一旦、総合評価方式の受注回数を数えた場合、発注者に責が有る場合を除いて取り消し、復元を行ないません。 〈END〉				
			工事を施工し うる国家資格 を有する者のうち、 1級の国家資格を有する者又は技術士の資格を有 する者		1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1. 0	2	「自己評価表」提出時に配置予定技術者を特定できない場合は、資格等の要件を満たす候補者を4人まで記入することができます。 「入札公告」の工事を施工しうる国家資格を有する者(1級若しくは2級の国家資格を有する者、又は技術士の資格を有する者)が配置予定技術者となる場合、評価の対象となります。 解体工事の場合、解体工事施工技士は1級と同等の資格と見なします。よって、配点ランクは「2」に該当します。 (END)			技術資料の別配構式第3号 <u>(企業の技術力及び配置技術者の能力確認資料)</u> に、左配の資 産等項を 熟度のうえ配入し、提出してください。 【提出が必要な資料】 記載した全ての配置予定技術者について、下記の資料の提出してください。 ①工事を施工しうる法定資格等を証明する書類の写し ②雇用期間が3ヵ月以上となることを証明する資料の写し (雇用保険被保険者資格取得等確認通知書、もしくは健康保険被保険者証の何れか)	1
配置予定技	国家資格	主任 (監理) 技術者の有す る資格	工事を施工しうる国家資格 を有する者のうち、 2級の国家資格を有する者	廃止	0. 5	0. 5	0. 5	0.5	0. 5	0. 5	1	【注意 4月 ① 配置予定技術者は、契約工期内に満65歳を迎える者までを限りとし、満65歳を超える者は評価の対象となりません。 ② 配置予定技術者について複数人を予定した場合の評価は、「国家資格」、「同種工事の工事成績」及び「同種・類似工事の施工実績」の3項目の評価の合計点が最も低い人を評価します。 (それぞれの項目をそれぞれ異なる人により評価するものではありません。) ③ 礼書か申込締切日申記で雇用期間が3箇月未満の方は、配置予定技術者として認められません。 ④ 配置予定技術者として認められる人が配置できない場合、及び技術資料の別記様式第1号に氏名の記入が無い場合、その人れは無効として失格となります。	該当しない	該当しない	③監理技術者にあっては、監理技術者証、監理技術者講習終了証又は指定講習終了証の写し 〈EMD〉	
析者の能力			上記以外の資格		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0. 0	0	⑤ 実際の施工に当たって「自己評価表」に記載した配置予定技術者は、病気、死亡、退職等の極めて特別な場合を除き、変更はできません。 特別な理由により、やむを得ず配置予定技術者を変更する場合は、当初予定していた配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければなりません。 ⑥ 入札に共同企業体として参加する場合,配置予定技術者の評価は、共同企業体代表構成員の会社に所属する技術者に対して行います。 (EMD)	評価項目	評 価 項 目		
									1	1		【注意事項】 受注者の責により「配置予定技術者」の自己評価の配点ランクが満足できない場合は、「総合評価点算定基準」に より工事成績評定点を次のとおり減点しますので注意してください。 【論会機の第定方法】 減点機=8点× (αーァ) / α (小数点以下第1位四捨五入整数止) α:落札時の「配置予定技術者の能力」の技術評価点 γ:変更することにより再計算した「配置予定技術者」の技術評価点 ※8点:新潟市工事成績評定業施要領の考查項目「法令遵守等」の文書注意相当				

3

	評価項目	評価内容	÷	価 基 準		特別	簡易型			簡易型		配点	「関する事項 「関する事項 対サリストをサール・カールの	前版から
	正 脚 久 日	ar	BT.	四 坐 平	育成型 (廃止)	I型	Ⅱ型	Ⅲ型	I 型	Ⅱ型	Ⅲ型	ランク	実績の取 扱い	変更あり
3				82点以上あり		1.0	2. 0	2. 0	1.0	2. 0	2. 0	2	課題工事の工事疫療法、新漢市が発注した工事のみを障価の対象とします。 (水道島、及び市民病院が発注した工事については、評価の対象としません。) 「提明] 「提明] 「記問予定技術者、注任(監理)技術者、現場代理人) (以下同じ。)の工事成績は、評価対象工事従事者の工事成績を評価するものであり、入札参加車込みをした企業以外に所属していた時の工事成績も評価の対象となります。(た	
			① 主任(監理)技術者 又は現場代理人とし て従事した同種工事 の工事成績評定点	77点以上あり		0. 5	1. 0	1. 0	0.5	1.0	1. 0	1	だし、入札参加申込締切日時点で雇用期間が3箇月未満のものは、配置予定技術者として認められません。) ず対象としません。 (END) (END)	
	同種工事の工事 成績	同種工事の工事成績評定点 (現年度を含まず、過去 4ヶ年度の評定点 (※1 ⇒前ページに掲げる「企業 の能力に示す【B】工事成		実績なし		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0. 0	0		•
		績評定の対象期間について」をご覧ください。)) (対象とする同種工事は案件ごとに具体的に定める)	② 主任(監理)技術者	8 2 点以上あり								2	【注意事項】 ① 配置予定技術者の従事役職が、「主任技術者」又は「監理技術者」	
			として従事した同種工事の工事の大同種定点、して配替を表現では、して配替を一切をである。としてでいる者を同様である。といる者の同様である。	77点以上あり	廃止							1	がある場合、中止期間を除く)の2/3以上に従事していた工事が評価の対象となります。 ただし、【国土交通省総合政策局建設業課長発出 監理技術者制度適用マニュアル】の「二一二 監理技術者等の配置面の4条となります。 かって、工場から現地へ工事の現場が移行する契約については、当該工事の契約工期(中止期間がある場合、中止期間を除く)の1/3以上に従事していた工事を評価の対象とします。 ⑤ 入札に共同企業体として参加する場合、配置予定技術者の評価は、共同企業体代表構成員の会社に所属する技術者 「会社して行います。	
			の工事成績評定点	実績なし								0		
工事の施工能力(ご	配置予定技術者の			国、旧公団、都道府県又は 政令指定都市の発注工事の 元請施工実績がある。		1.0	1. 0	2. 0	1.0	1.0	2. 0	2	入札公告看別説明書の「技術評価に関する事項」に記載している「同種・類似工事」の施工実績の要件を満たす 選年度(公告日前日まで)及び過去10ヶ年度内にしゅんエした工事が対象となります。 【機明】 配置予定技術者(主任(監理)技術者、現場代理人) (以下同じ。) の施工実績も評価の対象となります。 (た を評価するものであり、入札参加申込みをした企業以外に所属していた時の施工実績も評価の対象となります。 (た だし、入札参加申込券をした企業以外に所属していた時の施工実績も評価の対象となります。 (た だし、入札参加申込券切日時点で雇用期間が3箇月未満のものは、配置予定技術者として認められません。) 金単体のすべての 技術者に判断できない場合は加点評価がされないこととなります。 すべての 技術者に	
必須)	が 能 力		① 主任(監理)技術者 又は現場代理人として従事した同種・類 似工事の施工実績	上記以外の発注工事の元請施工実績がある。		0. 5	0. 5	1.0	0.5	0.5	1. 0	1	ついて、 実績があると駆放 ます。 ジ要に応じて工事内容・規模が確認できる図面等を添付してください。 契約金額の記載については、最終請負金額(消費税込み)を記入して下さい。	
	同種・類似工事 の施工実績	同種・類似工事の施工実績 (現年度(公告日前日まで) 及び過去10ヶ年度内の実績)		実績なし。		0. 0	0. 0	0.0	0.0	0.0	0. 0	0		•
		(対象とする実績要件は案 件ごとに具体的に定める)		国、旧公団、都道府県又は政 令指定都市の発注工事の元請 施工実績がある。								2	置の(4) 監理技術者等の途中交代」の項において明記される。 橋梁、ボンブ、ゲート等の工場製作を含む工事であって、工場から現地へ工事の現場が移行する契約については、当該工事の契約工期(中止期間がある場合、中止期間がある場合、の1/3以上に従事していた工事を評価の対象とします。 3 入札に共同企業体として参加する場合、配置予定技術者の評価は、共同企業体代表構成員の会社に所属する技術者 [正成して行います。 【配点ランクについて】 発注者が下記の場合は、配点ランク「2」に該当します。 (国国(公主病院など管理適営主体が設立元の国の場合を含む) (名配度技術者を確認できるものと) (名配度技術者を確認できるものと) (本記を持ていたます。 (本記を持ていたます。 (本記を持ていたます。 (本記を持ていたます。)の場合を含むのは、共同企業体代表構成員の会社に所属する技術者に関する書面を挙げることができます。(ただし、判断するには複数書面の提出が必要です。) (本記を持ていたきます。(ただし、判断するには複数書面の提出が必要です。) (本記を持ていたきます。(ただし、判断するには複数書面の提出が必要です。) (本記を持ていたが、またが、またが、またが、またが、またが、またが、またが、またが、またが、ま	
			② 主任 (監理) 技術格工 実施 した (監証 を した (監証 を した に して に して に して に して 的 に で が を で が で が	上記以外の発注工事の元請施 工実績がある。	廃止							1	(品置鉄の間等 注 2) 「設施工行政法人、独立行政法人設立以前の公団を含む) 「設地工行政法人、独立行政法人設立以前の公団を含む) 「設地工行政法人、独立行政法人設立以前の公団を含む) 「会社工作、施工計画書の現場組織表、施工実施書、工程管理書面、出動簿 (出面表)、労働災害保険契約等に関する書面を挙げることができます。 (ただし、判断するには複数書面の提出が必要です。) 【注 1】 「政令指定都市のうち、新潟市が発注した工事の実績には、合併前にしゅん工した旧新潟市以外(新津市、白根市、要素市、小須戸町、横越町、亀田町、岩室村、西川町、味方村、湯東村、月潟村、中之口村、巻町)の工事実績も含 「銀刺書に一括下請禁止事項がある場合は、一括下請けを許可しなかったことを観する発注者の証明書。	
				上記のいずれも実績なし。								0	みます。 [注2] 旧道路公団等とは、旧道路公団及び現在の高速道路株式会社法に定められている「東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、日道路公司をは、田道路公司及び現在の高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、大学の大学のことを言います。 (CND)	

		= = + +				特別	簡易型		1	簡易型		配点	\prod			企業体 する事項		前版から
	評価項目	評価内容	B Y	価 基 準	育成型 (廃止)	I 型	Ⅱ型	Ⅲ型	I 型	Ⅱ型	Ⅲ型	ランク	П	自己評価にあたっての留意事項	実績の取 扱い	構成員の 出資比率 を採用	落札候補者となった場合	変更あり
4			工事施工場所と同一反 あり	区内での災害協定の締結実績		1. 0	1.0	1.0	1.0	1.0	1. 0	2	7	東京時活動協力については、新潟市地域防災計画に基づく公共施設の被容固ま、応急対策、応急信旧を目的に新 東市長と協定を締結している場合に評価の対象となります。 (新潟市水道事業管理者と締結した災害協定については、評価の対象となりません。) (新潟市と契約締結している「阿賀野川床園め公園施設撤去・復旧業務委託」については、新潟市地域防災計画に基づく協定ではありませんので、評価の対象となりません。) 現年度(公告日前日まで)及び過去3ヶ年度内において、新潟市と災害協定の締結がある場合を評価の対象とし、活動の実績の有無は問いません。 (END) (END)		E.IA/11	技術資料の別配機式第4号 【地域・社会質能度等確認資料】に、左配の資業等項を熟険のうえ配入し、提出してください。 【注意事項】 「災害時における応急対策に関する応援協定に係る申し合わせ書」で災害活動の対象の位置が工事施工場所と同一区域内かどうかが明確になっている場合、その区名を記入してください。 新潟市全域を活動の対象としている協定の場合は、工事施工場所と同一区域内とみなしませんので「該当する区」は空欄のままにしてください。 【提出が必要な資料】 (1) 新潟市と協定を締結している場合は、協定書の写し (2) 上記に基づき「申し合わせ書」を締結している場合で、災害活動の対象の位置が工事施工場所と同	i
	災害時活動協力	新潟市の災害協定の有無 (現年度(公告日前日まで) 及び過去3ヶ年度内の協 定)	上記以外での災害協定	定の締結実績あり	廃止	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	1	# I: G	【注意事項】 ① 災害協定のほか、被害箇所の応急対策等について、各企業が市長と「災害時における応急対策に関する応援協定に係る申し合わせ書」を締結している場合など、その「申し合わせ書」などで災害活動の対象の位置が明確に事施工場所と同して域内と判断できる場合、配点ランクは「2」に該当します。また、工事施工場所と同一区域外の場合は、配点ランク「1」に該当します。 ② 〇〇位周側合やムΔ協会などが新潟市長と災害協定を締結している場合で、その協会等に加入しているだけの場合は、工事施工場所と同一区域内とみなしませんので、配点ランクは「1」に該当します。 ③ なお、「申し合わせ書」などで災害活動の対象の位置が2区以上にまたがっている場合については、「申し合わせ書」などを取り交わした所管課の属する区が対象となります。 (※上記項目については、平成23年7月1日以降公告案件から適用しているものです。) 【参考】 「災害時における応急対策に関する応援協定に係る申し合わせ書」について 市では、新潟市地域防災計画の応援要請計画において、「大規模な災害が発生した場合、市及び防災関係機関のみの対応では、住民の生命・財産の保護等活動に十分な対応ができないことも考えられるため、他の地方公団体や民間団体等拡張的なの依据による災害対策を実施する構造を置する。ここととしており、「災害時における応急対策」		©	② 上部に乗ります。中心日かで書う。を締結している場合で、火き活動の対象の位置が分かる図面等の写し 一区域内の場合は、「申し合わせ書」の写し及び災害活動の対象の位置が分かる図面等の写し ③ 災害活動の対象の位置と工事能工場所とが異なる区域の場合は、「申し合わせ書」の写しのみ(図 面等の写しについては提出不要です。) ④ ○○協同組合や△△協会と市長が協定を締結している場合は、企業がそれらの団体に加入している ことを証明する書類	•
			契約実績なし			0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0. 0	0	* (2) (3) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	間凹体等値域的な必接によるのよう対象を表地すの体例を整備する。」こことしており、「火告時における応息対象」や「災害協定等の締結は、下記の担当課が窓口となります。 ①「災害時における応急対策」や「災害時の応援業務」などの包括的協定については、市民生活部危機管理防災局防災課が窓口となります。 ②上記協定に基づく「災害時における応急対策に関する応援協定に係る申し合わせ書」などの詳細事項の協定については、詳細事項を主管する担当課が窓口となります。 ③末市民生活部危機管理防災局防災課のホームページ「災害時応援協定について」を参考としてください。 (http://www.city.nligata.lg.jp/kurashi/bosal/index.koujo/kyotei.html) 〈END〉				
地域・社会		工事施工場所と同一区内において	新潟市から除雪機械の貸与 を受けない契約実績あり。		2. 0	2. 0	2.0	1.0	1.0	1. 0	3	1	現年度(公告日前日まで)及び過去3ヶ年度内において、新漢市と道路除置作業の委託契約の締結がある場合に 評価の対象となります。 評価の対象となる契約は「道路除置作業委託契約(以下「委託契約」という。)」です。 (道路区域における道路除雪及び歩道除雪の契約が対象となります。) (道路区域以外の駐車場等の除雪作業にかかる委託契約は評価の対象となりません。)			技術資料の別配機式第4号 【地域・社会貢献度等確認資料】に、左配の留意事項を熟練のうえ配入 し、提出してください。 委託契約の締結が有る場合、その活動対象の区名、及び新潟市から除雪機械の貸与の有無について記入してください。	:	
云貢献度(選		新潟市の除雪協力の有無 (現年度(公告日前日ま	EPHC030*C	新潟市から除雪機械の貸与を 受ける契約実績あり。	庚	1.6	1.6	1.6	0.8	0.8	0.8	2	_ <	【評価の対象とする除雪機械】 道路除雪に必要な主たる機械(除雪グレーダ、除雪ドーザ、スノーローダ、ショベルローダ、タイヤショベルなど 及び道路交通確保に用する融雪材散布車両(以下「除雪機械」という。) 〈END〉			【提出が必要な資料】 (1) 新潟市と参託契約を締結している場合、契約書の写し (2) 委託契約の活動対象の位置が工事施工場所と同一区域内の場合、活動の対象の位置が分かる図面等の写しなお、活動対象の位置と工事施工場所とが異なる区域の場合、図面等の写しの提出は不要です。 (END)	
択)	除雪協力	で)及び過去3ヶ年度内の 契約) (複数の契約がある場合 は、何れか1つの契約で判	工事施工場所と異なる区において	新潟市から除雪機械の貸与を 受けない契約実績あり。	止	1.6	1.6	1.6	0.8	0.8	0. 8	2	(【注意事項】 ① 委託契約の締結が複数ある場合は、何れか1つの契約で判断し評価します。 ② 除雪協力の活動対象場所、工事施工場所の区、及び除雪機械の貸与の有無により評価の配点ランクを選択します。 なお、国・県道の除雪契約で複数の区にまたがっている契約については、その主たる区で判断します。 ③ 主たる区とは、活動対象路線の延長距離が一番長い区のことを指しますが、それ以外の区であっても1区内の延長距離が5km以上の場合は、土たる区として取り扱います。		0	NEHU2	
		断し評価する。)		新潟市から除雪機械の貸与を 受ける契約実績あり。		1. 28	1. 28	1. 28	0. 64	0. 64	0. 64	1	4	④ 一つの委託契約において、自社の除雪機械と新潟市から貸与を受けた除雪機械の双方を使用して除雪作業を行う場合は、新潟市から除雪機械の貸与を受けないものとして取り抜い、評価します。 上記の場合、除雪協力の区域が、工事施工場所と同一区域内の場合、配点ランクは「4」に該当し、工事施工場所と異なる区域の場合、配点ランクは「2」に該当します。				
			契約実績なし			0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0. 0	0						
			本社 (本店) が工事が る。	施工場所と同一区内に存在す		0. 5	0.5		0.5	0.5		2	-	本社 (本店) の所在地で判断し、鉄当する配点ランクにより評価します。 (入札参加申込締切日現在における入札参加者名簿に登録されている所在地で判断します。) (END)			技術資料の別配様式第1号~第8号に、入札参加申込締切日現在における入札参加者名簿に登録されている本社(本店)の所在地を配入してください。 〈END〉	Ē
	地域内拠点	本社(本店)の所在地 (入札参加申込締切日現 在)	本社(本店)が上記り	以外の新潟市内に存在する。	廃 止	0. 25	0. 25		0. 25	0. 25		1				0		
		本社(本店)が新潟市	市内に存在しない。		0.0	0.0		0.0	0.0		0							
		る。	業所表示証を交付されてい	廃	0. 5	0. 5	0.5	0.5	0.5	0. 5	1	<	公告日現在において、「新潟市消防団協力事業所表示制度実施要額」に基づく新潟市消防団協力事業所としての 設定を受け、表示医の文付を受けている場合に評価の対象となります。 (END)		/ 	技術支料の別記機式第4号【地域・社会實施度等確認資料】に、左配の留意等項を熟練のうえ配入 し、提出してください。 表示証の交付が有る場合、その表示証の交付を受けた年月を記入してください。 なお、表示証の有効期限が2年となっています。更新した場合は、最新の交付年月日を記入してくた さい。		
	171				止	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0	ŧ	【参考】 「新潟市消防団協力事業所表示制度」は、新潟市消防団協力事業所表示制度について」を参考としてください。 新潟市消防局警防課のホームページ「新潟市消防団協力事業所表示制度について」を参考としてください。 (http://www.city.niigata.lg.jp/kurashi/bohan/shobo/syokai/shobodan/hyoji.html)			【提出が必要な資料】 消防団協力事業所表示証の写し (写しの提出があった場合、表示証には交付を受けた年月しか記載されていませんので、市で交付を受けた年月日を確認し公告日現在での有効性について判断します。) (EMD)	

5

評価項目	評価内容	評価 基準		特別	簡易型			簡易型		配点	自己評価にあたっての留意事項		同企業体 する事項	落札候補者となった場合
計圖項目	計 眦 內 谷	計业を学	育成型 (廃止)	I 型	Ⅱ型	Ⅲ型	I 型	Ⅱ型	Ⅲ型	ランク		実績の取 扱い	構成員の <u>出資比率</u> を採用	冷化沃棚名となりに場合
		高齢者を継続雇用している。		0.5	0.5	0. 5	0.5	0.5	0. 5	2	公会日現在における。高幹者(6 0 歳以上 6 5 歳未満の人)の機能雇用や飲食規則等への規定により配点ランクを選択します。 (END) 【注意専項】 ① 6 0歳に満たない人を公告日前日の1年以上前から継続雇用し、その人が6 0歳以上に達してもなお雇用保険法に規定する雇用保険の加入を伴って1年以上の雇用契約を締結している場合に評価の対象となり、配点ランク「2」に該当します。			技術資料の別記様式第4号【地域・社会貢献度等確認資料】に、左配の資本事項を熟練のうえ し、提出してください。 【注意事項】 ① 雇用契約が無い場合、就業規則等に60歳以上65歳未満の継続雇用などに関する規定の有無に いて記入してください。 ② 60歳以上65歳未満の人の雇用が有る場合、その人を60歳未満のときから継続雇用している とを証明する資料として、次の資料を提出してください。
高齢者雇用	高齢者雇用の有無 (公告日現在の雇用、規 定)	上記に該当しないが、就業規則等に規定している。	廃止	0. 25	0. 25	0. 25	0. 25	0. 25	0. 25	1	(60歳以上に達してから実際の雇用期間が1年以上経過した人のみが対象となるものではありません。)なお、その人が65歳に到達した場合は、配点ランク「1」もしくは「0」となります。 ② 60歳以上65歳未満の人を継続雇用していなくとも、就業規則等に「高齢者」雇用を規定し、労働基準監督署に提出している場合は、配点ランク「1」に該当します。 ③ 一旦雇用期間が満了した人を、雇用していない期間が1日もなく継続して雇用契約を締結している場合は、継続雇用として取り扱います。 その際の契約内容については、労働時間が不定期な非常勤としての雇用形態であっても継続雇用として取り扱います。 ④ 一旦雇用期間が満了し、その後、1日でも自社に雇用していない期間がある場合の再雇用は、継続雇用として取り扱いません。		•	【後担が必要な資料】 ① 公告日頃在において、雇用期間を定めていない、もしくは1年以上の雇用期間が記載されている 働条件通知書 ② 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書、もしくは雇用保険被保険者証の写し (継続しての雇用状況が確認できる証明書となります。) ③ 配点ランク「1」に該当する場合(就業規則等に「高齢者」雇用を規定し、労働基準監督署に担している場合)は、その写しなど証明できるもの 何らかの事由により、上記①もしくは②の資料で継続雇用していることが証明できない場合は、 雇用を証明する資料として、その理由の説明書および該当する月(公告日前日の1年前の月から公
		上記を規定していない。		0. 0	0.0	0. 0	0.0	0.0	0.0	0	SOURTHER SOURTH STATE TO STATE TO STATE TO STATE TO STATE			の属する月)の賃金台帳や給与等の振込一覧表の写しもしくは健康保険被保険者証の写しなどを別出してください。 なお、雇用者に雇用条件通知書を交付していない場合は、次の事項が記載された証明書 <mark>類(雇用 び非雇用者双方</mark> の押印があるもの)により労働条件通知書の写しに代えることができます。 ① 雇用地た日付 ② 雇用期間(雇用期間の定めが無い場合はその旨) ③ 就業の場所 ④ 一週間あたりの勤務時間数(始業・終業・休憩時間や定休日などの記載でも可) (END)
		障がい者を法定雇用率以上で継続(1ヶ年以上) して雇用している。	設定			0.5			0. 5	1	公告日現在における「障害者の雇用の促進等に関する法律」の規定に該当する障がい者の雇用を評価するもので、法定雇用率を基に評価します。 この評価は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき認定された者で障害者手帳の交付を受けている者を評価対象とします。 この評価は、公告日現在において、次の要件を満たす障がい者を評価対象とします。 ・ 既に1年以上継続して雇用されている者 ・ 1年未満の継続雇用ではあるものの、1年以上の雇用が確実に見込まれる者 「説明] 虚定雇用率とは、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に定めるもので、2 0%です。 (この評価においては、雇用期間の要件があります。) 雇用者数の算定においては、雇用期間の要件があります。) 雇用者数の算定においては、関係法令に基づき下記のとおり取り扱います。 ・ 週の所定労働時間が3 0時間以上の障がい者については、実際の雇用者数で算定します。			左記の留意事項を熟読のうえ、別紙「降がい者雇用チェックシート」に配入し提出してください 【注意事項】 雇用状況(新規雇用)の評価と重複することができます。 【後出資料】 障がい者と雇用契約があることを証明する資料として、また、評価基準の条件を満たすことが確 きる資料として、評価対象者全でについて、次のものを提出してください。 ① 公告日母在において、雇用期間を定めていない、若しくは1年以上の雇用期間が記載されている 働条件通知書 ② 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書、もしくは健康保険被保険者証の何れかの写し (継続しての雇用状況が確認できる証明書となります。) ③ 提出は不要ですが、契約担当部署で障害者手帳の配載内容の確認を受けてください。 (補定説明)個人情報保護の観点から、慶加い者手帳の提出、あるいはそのコビーの提出を求めな ととしています。このため、技術資料を契約担当部署に提出する際、評価対象者全てに関して、障 手帳(確認がとれる部分の写しても可)により確認させていただきますので、必ず持参して確認を てください。
障がい者雇用	障がい者雇用の有無 (公告日現在の雇用)		がなかった項目				/		/		(1人 ⇒ 算定後 1人) ・週の所定分齢時間が2 0時間以上3 0時間未満の場合は、実際の雇用者数に0.5 を乗じて得た人数で雇用者数を算定します。 (1人 ⇒ 算定後 0.5人) ・ 理度身体障害者および重度知的障害者については、上配算定の際に2 を乗じて算定します。 (3 0時間以上の労働 1人 ⇒ 算定後 1人×2=2人) (2 0時間以上3 0時間未満の労働 1人 ⇒ 算定後 0.5人×2=1人) 【算出例:建設業(除外率20%)に属する雇用労働者数110人の企業の場合】 常用労働者数:100名,短時間労働者数:102名(内、時がい者数:6名) ・ (100人+10人×0.5)×(1-0.2) =84人(基礎となる常用雇用労働者数)・ ・ 時がい者について、換算後の人数が6.3名の場合 (6.5+84)×100=1.7%となります。 上記算出例では7.7%となり、法定雇用率2.0%以上のため、配点ランク「1」に該当します。		•	何らかの事由により、上記①もしくは②の資料で継続雇用していることが証明できない場合は、 雇用を証明する資料として、その理由の説明書および談当する月(公告日前日の1年前の月から公 の属する月)の賃金合懐や給与等の振込一覧表の写しもしくは健康保険被保険者証の写しなどを別 出してください。 <u>雇用者に労働条件通知書を交付していない場合</u> 次のことが記載された証明書(使用者の押印があるもの)により労働条件通知書の写しに代える ができます。 ()雇用した日付 ②雇用期間(雇用期間の定めが無い場合は、その旨の記載があるもの) ③就業の場所 ④一週間あたりの動務時間数(始業・終業・休憩時間や定休日などの記載でも可) (EIII)
		上記に該当しない。				0.0			0.0	0	【注意事項】 法定雇用義務人数を算定するための雇用労働者数(除外率相当労働者数を控除する前)は、入札参加者名簿登載時の「新規申請」もしくは「2年毎の継続申請」時に登録された総職員数を採用することとし、技術評価点を算定いたします。 上記申請後に総職員数が変わり変更申請を行った場合であっても、総職員数は上記申請時の総職員数で算定します。 毎年6月1日現在で公共職業安定所(ハローワーク)に報告している「障害者雇用状況報告書」とは異なりますのでご注意ください。 雇用保険の適用となる適用事業に雇用される労働者とします。例えば、雇用保険の適用除外となる役員のみの職務として任用した者については、評価の対象としません。 自己評価の際は、別途掲載の「障がい者雇用チェックシート」をご利用ください。 (END)			
		育児休業制度及び介護休業制度を就業規則等で規 定している。		0.5	0. 5	0. 5	0. 5	0.5	0. 5	2	公告日頭在において、関係法令に基づく育児休業制度および介置休業制度の規定がある飲業規則があり、労働基準費者を提出している場合に評価の対象となります。 次世代育成支援とは、次代の社会を担う子供を育成し、又は育成しようとする家庭に対する支援その他の次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備のための国若しくは地方公共団体が請する施策又は事業主が行う雇用環境の整備その他の取組みのことです。			技術資料の別配様式第4号【地域・社会貢献度等確認資料】に、左配の資素事項を熟読のうえ し、提出してください。 【提出が必要な資料】 左記の規定が有る場合、労働基準監督署に提出し受付印が押印されている就業規則の写しを提出 ください。
次世代育成支援への協 カ	就業規則等での育児休業制 度及び介護休業制度に関す る規定の有無 (公告日現在の規定)	育児休業制度又は介護休業制度の何れかを就業規 則等で規定している。	廃止	0. 25	0. 25	0. 25	0. 25	0. 25	0. 25	1	【注意事項】 ① 育児休業制度および介護休業制度の両方の規定がある場合、配点ランクは「2」に該当します。 ② いずれか一つの規定がある場合、配点ランクは「1」に該当します。		0	<end></end>
		規定していない。		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0. 0	0	(2) いすれか一つの規定がある場合。配点フンクは 1] に該当します。 〈END〉			

評価項目 評価内容	輕	価 基 準		特別	簡易型			簡易型		配点	自己評価にあたっての留意事項		企業体 ドる事項	落札候補者となった場合	
u Marx	11 mm 13 L1	21	In 22 -	育成型 (廃止)	I 型	Ⅱ型	Ⅲ型	I 型	Ⅱ型	Ⅲ型	ランク		実績の取 扱い	構成員の 出資比率 を採用	A TOXING C 3 7 C 3 G
		継続して3年以上の	エ事施工場所と同一区域内で ボランティア活動の実績があ る。		0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0. 5	4	ポランティア活動の界価については、理年度(公告日前日まで)及び過去3カ年度の間に、新漢市内において「道 第、公園、河川、海県、満等の公共空間での財傷活動や植物活動等。直接的な環境製化・環境保全活動」を行った 通合に評価の対象となります。 【評価条件】 上記の活動について、毎年実施しているなど定期的かつ継続して実施している場合や今後将来的に定期的に実施していく予定の新たな活動を行った場合などが評価の対象となります。 上記の活動を企業として行った場合、もしくは上記の活動を行うボランティア団体等に所属し、企業としてボラン ティア活動に参加と比場合に評価の対象となります。			技術変勢の別記様式第5号 [ボランティア活動による地域貢献の実権] に、左配の留意事項のうえ配入し、提出してください。 【提出が必要な資料] ボランティア活動を超明するものとして、次の資料を提出してください。 ②① ボランティア団体等に所属して活動した場合は、その団体の活動内容が明記されている定計則の写し、及び団体に所属していることを証明する団体の代表者の証明書(写しでも可) ②② 自社がボランティア活動の主体を成している場合は、活動内容が明記されている定款や会計写し、及びボランティア活動の実施を部明するものとして、ボランティア活動の実施を部明するものとして、ボランティア活動の実施を部明するものとして、ボランティア活動の実施を部明するものとして、ボランティア活動の実施を部明するものとして、ボランティア活動の実施を部明するものとして、ボランティア活動の実施を部開するものとして、ボランティア活動の実施を部開するものとして、ボランティア活動の実施を部開するものとして、ボランティア活動の実施を部開するものとして、ボランティア活動の実施を記述する。
		実績がある	上記以外でのボランティア活 動の実績がある。		0.4	0.4	0. 4	0.4	0.4	0. 4	3	【ボランティア活動の参加については下配の通知文でお知らせしています。ご確認ください】 ① 平成24年7月25日付け「ボランティア活動における注意事項と取り扱いについて(通知)」 ② 平成24年3月3日付け「ボランティア活動における注意事項と取り扱いについて(通知)」 ② 平成24年3月3日付け「ボランティア活動における注意事項と取り扱いについて(通知時間) なお、上記2の補足説明中、 複数の社員が参加して行ったもの を評価することに関して、「周知期間の 終了と適用期間については、改めて文書等でお知らせします。」と説明しました。 このことについては、自己評価にあっての留意事項(平成25年4月1日版(平成25年4月1日施行)の 公表を以てお知らせしています。 《以上のことを始めすると、始合評価方式入札案件におけるボランティア活動の評価は、平成24年7月25日以前			定書、認定書など双方が合意していることを証明できるもの (1-② 毎年、(定期的に) 継続して実施していること及び継続して実施した年数を証明できる資料 (2- 何能主、上記③に記録) (3-② 活動場所を確認できる位置図 (4-③ ボランティア団体等に所属して活動した場合は、活動に参加したことを(原則) 活動の主作語明したもの、及び写真、新聞記事及び地域情報紙(広報等)等の写し等。(写しでも可)(例的機関や自治会・町内会長等からの証明書や感謝状) (6) 自社活動の場合は、ボランティア活動の提供を受ける者が証明したもの、及び写真、新聞記地域情報紙(広報等)等の写し等。(写しでも可)(例示、公的機関や自治会・町内会長等からの生態性を受ける者が証明したもの、及び写真、新聞記地域情報紙(広報等)等の写し等。(写しでも可)(例示、公的機関や自治会・町内会長等から
ボランティア活動	新潟市内におけるボラン ティア活動の実績	継続して2年以上の実績がある。	工事施工場所と同一区域内で ボランティア活動の実績があ る。		0.4	0.4	0. 4	0.4	0.4	0. 4	3	の活動実績については、参加人数を問わず(1人以上)評価されますが、平成25年4月1日以降に公告された人札案件については、「複数の計員が参加して行ったボランティア活動、产評価の対象としています。≫ 【ボランティア活動の評価方法】(評価方法の適用期日と案件:平成26年8月1日以降の公告案件) 当該評価については、多様の実施が見られるようになりましたことから次のように取り扱います。 ① 同一のボランティア主権団体(若しくは自社が活動の主体となっている場合は、当該企業)が、毎月(毎週を含む)行った活動「平定する活動を含む)の場合:当該活動日に1人以上が参加することにより、通算して複数人が参加したとかなし、評価とます。 ② 上記以外の活動の場合:評価を希望する活動に複数人の参加が確認できた場合、評価します。		©	□・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	(現年度(公告日前日まで) 及び過去3カ年度の実績)	実績がある	上記以外でのボランティア活 動の実績がある。	廃	0. 32	0. 32	0. 32	0. 32	0. 32	0. 32	2	【注意事項】 ① ボランティア団体等については、地域に寄与する上記の活動について、定款や会則に活動内容を示している団体とします。 ② 公共空間は、通常、国、旧公団、県、市が設置もしくは管理してますが、その他の団体や個人が所有もしくは管理している空間であっても、不特定多数の方が自由に出入りもしくは利用できる空間で、且つ、営利活動を目的としていない場合は、公共空間とみなします。			① 協定書、認定書については、技術資料提出期限日における当該協定、認定の有効性を明確にまさなければ実績として認められないので、協定書、認定書の写しのほかに、年度更新等に関する文、依頼文等の写しも併せて提出してください。 ② 新聞記事や地域情報紙 (広報等) 等の写しや写真等を提出する場合は、当該写しにより、掲載、実施時報、実施内容、団体名、会社名が明確に判断できるものを提出してください。 ③ ポランティア活動を行った参加入数が確認できるものを提出してください。 4)ボランティア活動を行った参加入数が確認できるものを提出してください。 の証明が必要な場合、年度ごとに証明をしてもつてください。
		1年の実績があり, 継続することとして	工事施工場所と同一区域内で ボランティア活動の実績があ る。		0. 32	0. 32	0. 32	0. 32	0. 32	0. 32	2	□の1 ○○○ 日本			(5) 左欄記載の【ボランティア活動の軽値方法】に記載の平成26年8月1日以降公告案件に該 主のは、適切な確認ができるように、毎月(毎週を含む)の活動の記録を残してください。 以上の項目において確認者しくは判断できない場合は、評価点を修正します。 (END)
		na na	上記以外でのボランティア活 動の実績がある。		0. 25	0. 25	0. 25	0. 25	0. 25	0. 25	1	① 上手画所周辺の一時的・地時的な海側の名(② 廃品回収活動 ③ 防犯活動 ⑤ 防災訓練 ⑤ 赤い羽共同募金、献血推進活動などの福祉的な活動 ⑥ 自治会への会費の納入や神社への寄付など金銭的な支援行為など ⑦ 祭り等のイベント開催後の後始末で含まれる清掃活動など			
		美	- 実績なし。		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0	⑧ 学校の敷地内の活動(不特定多数のものが自由に出入りもしくは利用できないため) (END)			
			を工において 、市内本社(本 工事費総額が、請負金額の8		2.0	2.0	2.0	1.0	1.0	1.0	4	市内企業の活用は、公告条件に対する學注者の第工体制により評価するものです。 連去の実施等により評価するものではありません。 (END) 「市内企業の活用」評価は、「元請の請負金額」に対する市内に本社(本店)が所在する企業が施工する工事費総額(元請による自社施工に係る工事金額及び一次下請施工に係る下請金額の総額)の割合区分により、該当する配点ランクにより評価します。 上記において、共同企業体で入札に参加する場合も同様とします。 「割合(86)」=「工事登総額(上記参照)」・「元請の請負金額」			技術度料の別記様式第4号 「地域・社会質額度等確認度料」に、簡負金額に対する市内に本店)が所在する企業が施工する工事費繳額との割合により記入してください。 【市内企業活用の確認方法】 工事費の割合については、1千万円以上の工事に義務づけられている「竣工時下請報告書」に内企業の活用状況を確認します。 《日記》
	一次下請を含む市内企業の 活用状況	వ .	請負金額の70%以上であ	庚	1.5	1.5	1.5	0. 75	0. 75	0. 75	3	「動名「物」」 - 「上半身現後似 (上記を成) 「 ・ 「九前の前員重報」 「		該当しな	
市内企業の活用	(入札参加申込締切日現 在)	上記の工事費総額が、る。	請負金額の60%以上であ	止	1.0	1.0	1.0	0.5	0.5	0. 5	2	② 一次下請施工に係る下請金額の総額とは、建設業法第2条第1項に規定する建設工事を同条第4項に規定する下 請契約を締結したもののうち、一次下請に該当するものの合計額のことです。 なお、上記において元詩人が自ら購入した「資材、製品及び消耗品等」及び元請人が自ら契約した「機材、機器等 のレンタル又はリース、施工図作成業務、清掃業務、家屋調査業務、及び建設廃棄物処理業務等」は、元請人による 自社施工に係る工事費となります。 また、一次下請人が自ら購入したものや契約したものの取扱いも上記同様に一次下請人による一次下請施工に係る 工事費となります。 (FND)		い評価項目	
		上記の工事費総額が、る。	請負金額の50%以上であ		0. 75	0. 75	0. 75	0. 25	0. 25	0. 25	1	【注意本义】 受注者の責により「市内企業の活用」の自己評価の配点ランクが満足できなかった場合は、「総合評価点算定基準」により工事成績評定点を次のとおり減点しますので注意してください。 【減点値の算定方法】 減点値=8 点× (α – κ) / α (小数点以下第1位四捨五入整数止)			
	1										1 7	減点 恒= 8 点× (α − κ) ノα (小致点以下第 1 位四括五人整数正) α:落札時の「市内企業の活用」の技術評価点	1		

	計画項目がい田忠	7.7													
	評価項目	評価内容	評価 基準	育成型	特別f	簡易型 II型	Ⅲ型	I 型	簡易型	Ⅲ型	配点 5>/1	自己評価にあたっての留意事項	共同 に関す 実績の取 扱い	二百万	前 落札候補者となった場合 変あ
7 云貢献度〈選択	ISO90010	ISO 9001 認証取得の有無	ISO 9001の認証を入札参加者名で受けている。	(Bell.)	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1	公告日現在において有効な I S O 9 O 0 1 の閲覧取得があり、その閲覧を受けた部署が入札参加者と同一の場合 に、評価の対象となります。 (END)	1000	を採用	技術資料の別記様式第4号【地域・社会質繁度等確認資料】に、左配の資業事項を熟練のうえ記入し、提出してください。 【提出が必要な資料】 認証取得を有する証明資料として、認証登録証明書などを提出して下さい。 《END》
3	認証取得	(公告日現在の認証)	上記の認証なし。	廃	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0	【注意事項】 有効期限が公告日より前のものや認証を受けた部署と入札参加者が異なる場合は、評価の対象となりません。 【評価の対象とならない認証の例】 〇〇建設 (本社) で入札に参加したが、認証を受けている部署は〇〇建設 (△△営業所) のみ という場合。 〈END〉		•	
	교 사기가	は	ISO 14001認証、又はエコアクション21の認証登録を入札参加者名で受けている。	止	1. 0	1.0	1.0	1.0	1.0	1. 0	1	公告日現在において有效な I S O I 4 O 0 I の間配取機、又はエコアクション2 I の配配を使けた部署が入れ参加者と同一の場合に、評価の対象となります。 【参考】エコアクション2 I 認証登録については、市の支援制度があります。 http://www.city.niigata.lg.jp/shisei/gyoseiunei/hojyokin/ gyoseikeihi/kankyo/kantai/ecoaction/kijyun05 h23.html をご覧ください。 ⟨END⟩			技術資料の別配機式第4号 「地域・社会貢献度等確認資料」に、左配の資金事項を熟練のうえ配入 し、提出してください。 「提出が必要な資料」 認証取得、又は認証登録を有する証明資料として、認証登録証明書などを提出して下さい。 (EMD)
	, スは エコアクション21の	各母の有無	上記の認証なし。		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0. 0	0	【注意事項】 有効期限が公告日より前のものや認証を受けた部署と入札参加者が異なる場合は、評価の対象となりません。 【評価の対象とならない認証の例】 ○○建設 (本社) で入札に参加したが、認証を受けている部署は○○建設 (△△営業所) のみ という場合。 〈END〉		©	
			指定区分での優良工事表彰の受賞あり。		1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	2	<end></end>	体での受 賞及びエ 事成績評		技術資料の別配様式第4号 [地域・社会質能度等確認資料] に、指定区分での新潟市優良工事表彰 の受賞もしくは工事成機群定点が82点以上と採点された工事の有無について、左配の資産事項を施 酸のうえ配入し、提出してください。
	(現年度(公告日前日まで) 及び過去4カ年度内での表	指定区分での82点以上の工事成績評定点あり。	廃 止	0. 5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	1	【注意事項】 ① 現年度(公告日前日まで)及び過去4カ年度内での新潟市優良工事表彰の受賞がある場合、配点ランクは「2」に該当します。	定点は、 出資比率 <u>にかかわらず対象</u> としませ	t l	【選出が必要な業料】 ① 受賞した表彰状の写し ② <u>慢良工事表彰の受賞がなく、</u> 工事成績評定点が82点以上と採点された工事がある場合は、当該工 事の「工事成績評定通知書」の写し (CRID)	
		彰又は工事成績)	受賞等なし。		0. 0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0	(END)	<i>N</i> •		

	評価項目 評価内容			特別的	簡易型		1	簡易型		57 to	共同企業体 に関する事項	前版から	
	評 価 項 目	評価内容	評価基準	育成型 (廃止)	I 型	Ⅱ型	Ⅲ型	I 型	Ⅱ型	Ⅲ型	ランク	自己評価にあたっての留意事項 実績の取 扱い 要と手	変更あり
8			解雇がなく、新規雇用あり。 入札参加登録時の <mark>総職員数の4%以上</mark> の新規雇用		2. 0	2. 0	2. 0	2.0	2. 0	2.0	3	☆舎日前日から過去1年間に新規周用者(漢年的が65歳未満のものに限る)がいる場合、もしくは1人も信息 者がいない場合に評価の対象となります。 ☆自前日から過去1年間に1人でも帰屋者がいる場合は評価の対象となりません。 (FIRMS 有楽に放出する場合の例) ① 実質は想放解層、若しくは自主退職等であったとしても、企業側の配慮で離職の理由を会社都合とした場合 ② 早期退患者募集により人員を整理した場合 ② 今回の評価の対象となる新規雇用者を解雇した場合 ② 定年退職者を再雇用したい場合の例) ② 変な解層、若しくは自主退職や定年退職により離職した場合 ② 定年退職者を再雇用したが、その人が高齢等のため職務に耐えられなくなった場合などによる理由で、その人に離してもうう場合(雇用調整以外の離職) ③ 関連企業(ここできう場合・(雇用調整以外の離職) ③ 関連企業(ここできう場合・(電用調整以外の離職) ③ 関連企業(ここできり選定企業とは、「代表者が同一人の企業の集団」および「連結特別を行っている企業の集団」のことを言います。以下同じ。)内において、他社に配置する目的で自社を会社都合により離職した人については、関連企業(※1)内での異動とみなし、解雇者として取り扱いません。 (4) ② 関連企業(※1)内での異動とみなし、解雇者として取り扱いません。 (4) ② 関連企業(※1)内での異動とみなし、解雇者として取り扱いません。 (5) ② 関連企業(※1)内での異動とみなし、解雇者として取り扱いません。 (5) ② 関連企業 (※1) 内での異動とみなし、解雇者として取り扱いません。 (6) ② 関連企業 (※1) 内での異動とみなし、解雇者として取り扱いません。 (6) ② (2) ② (2) ② (3) ② (3) ③ (3) ② (3) ③ (4) ③ (4) ④ (4) ④ (4) ④ (4) ④ (4) ④ (4) ④ (4) ⑥ (5) ⑥ (5) ⑥ (5) ⑥ (6	
			解雇がなく、新規雇用あり。 入札参加各録時の <mark>整職員数の4 %未満</mark> の新規雇用 新規雇用者数/総職員数(%) = a (小数点以下第 2 位四拾五入 1 位止め)	廃止	(a × 0. 25) +1	(a×0.25) +1	(a×0.25) +1	(a × 0. 25) +1	(a × 0. 25) +1	(a×0.25) +1		【新規雇用者に該当し評価の対象となる場合】 ① 自社に初めて雇用した人、新卒者や関連企業以外の他社を離職した人など)については、1年以上継続して雇用する雇用契約を結結し、現在も在籍している場合に新規雇用者有りとして評価の対象となります。 ② 試用期間が満了し本採用として再度雇用契約を締結した場合については再雇用と見なしませんので、通算して1年以上の雇用期間があれば評価の対象となります。 (※) ③ 期間を定めて雇用契約を締結し、その期間が満了するたびに更新(再雇用)の雇用契約を締結していくような雇用 形態の場合について、一番最初に採用した時から通算して1年以上の雇用契約が確定した時点で新規雇用者に該当し 評価の対象となります。 (※) ④ 新規雇用者の住所および勤務先の所在地は、新潟市以外でも新規雇用者として取り扱います。 (※): ②及び③については、次ページに掲げる【例1】を参照ください。	
新規雇用(原田林江	新規雇用及び解雇の有無	解雇がなく、新規雇用もない。		1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1. 0	1	【 新規 国用者に該当しない場合】 ① 公告日以降、技術資料の提出締切日までの期間に新規に雇用した人が退職した場合、もしくは退職することが明らかであり、新規に雇用した人の雇用期間が1年に満たない場合は、その人については新規雇用者として取り扱いません。 ② 期間を定めた雇用契約を締結し、その期間が満了するたびに更新(再雇用)の雇用契約を締結していくような雇用 形態の場合について、一番最初に雇用した時から既に1年以上経過している人については新規雇用者として取り扱いません。 ③ 自社を定年退職した人の継続・再雇用は、新規雇用者として取り扱いません。 ④ 自社に1年以上雇用していた人の契約期間が満了し、その人の雇用契約を更新するなど再度雇用した場合、新規雇用者として取り扱いません。 再度雇用する際、期間の定めのない正社員として新たに雇用契約を締結した場合であっても、新規雇用者として取り扱いません。 ⑤ 関連企業内において、ある会社を離職した人を他の会社で雇用した場合、関連企業内での異動とみなし、新規雇用者として取り扱いません。 ⑤ 関連企業内において、ある会社を離職した人を他の会社で雇用した場合、関連企業内での異動とみなし、新規雇用者として取り扱いません。 ⑤ 属用保険の適用となる適用事業に雇用される労働者を評価の対象とするものであり、例えば、雇用保険の適用除外となる役員のみの職務として新規に任用した場合は、新規雇用者として取り扱いません。 (※): ③については、次ページに掲げる【例2】を参照ください。 ◆	
(必須/除外)	雇用状況	(公告日前日から過去 1 年間の実績)	解雇がある。		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0		
												② 特別に教えることとする政策が □ 大点の入札参加者等に対して契約担当課から落札候補者となる旨の通知がされ、次点の入札参加者等が、提出 すべき技術資料(別記様式第2号〜第8号)を契約担当課と提出した時点をもって件数を数えます。 ② 作数に数えないこととする政策が □ 次点の入札参加者等に対して契約担当課から落札候補者となる旨の通知がされたが、技術資料(別記様式第2 号〜第8号)の提出をせず、書面等により辞退の申し出を行った場合は、件数に数えません。(次点の入札参加者等 が提出すべき技術資料(別記様式第2号〜第8号)を契約担当課に提出した後の辞退は、件数に数えます。) ③ 補足 上記次点の入札参加者等が、さらに辞退もしくは減点によりさらに次の次点の入札参加者等が新たな落札候補者と なった場合は、上記①及び②を準用して行うこととします。 (END)	

9

2 評価項目別の密意事項

		部 任 中 安			特別能	商易型			簡易型		配点	ウスをはします。その際文字で
	評価項目	評価内容	評価基準	育成型 (廃止)	I 型	Ⅱ型	Ⅲ型	I 型	Ⅱ型	Ⅲ型	ランク	自己評価にあたっての留意事項
												[例1] 期間を定めた雇用で、新規雇用者に該当する例 公告日前日から過去1年間 人
												最初の雇用 1回目の更新 2回目の更新 (6ヵ月) 公告日がこの時点での案件については、公告日前日から過去1年間に、最初の雇用があり、且つ、通算して1年以上の雇用契約が確定しているため、評価の対象となります。
折見 置月 ([例2] 期間を定めた雇用で、新規雇用者に該当しない例 公告日前日から過去1
必頁/余卜												最初の雇用 (3ヵ月間) 1回目の更新 (6ヵ月) 2回目の更新 (6ヵ月) 公告日がこの時点での案件については、公告日前日から過去1年間に、最初の雇用があるものの通算して1年以上の雇用契約が確定していないため、評価の対象にはなりません。
												公告日前日から過去 1 年間 公告日 (公告日前日から過去 1 年間 (公告日 (公告日 (公告日 (公告日 (公告日 (公告日 (公告日 (公告日
												最初の雇用 1回目の更新 2回目の更新 (6ヵ月) (6ヵ月)
												公告日がこの時点での案件については、 最初の雇用が、公告日前日から過去1年以内にないため(過去1年。 り前の雇用契約)、評価の対象にはなりません。

ウス経歴(できょうの印象事項	共同がに関す	企業体 る事項	茶料品种类上和工业组入	前版から	
自己評価にあたっての省意事項	実績の取 扱い	構成員の <u>出資比率</u> を採用	洛札候補者となった場合	変更あり	
自己評価にあたっての留意事項 【例1】期間を定めた履用で、新規雇用者に該当する例 公告日前日から過去1年間 公告日前日から過去1年間に、最初の雇用があり、且つ、通算して1年以上の雇用契約が確定しているため、評価の対象となります。 【例2】期間を定めた雇用で、新規雇用者に該当しない例 公告日前日から過去1 公告日前日から過去1 公告日前日から過去1	に関す 実績の取	る事項 構成員の 出資比率	落札候補者となった場合	前が変あ	9
公告日がこの時点での案件については、公告日前日から過去1年間に、最初の雇用があるものの通算して1年以上の雇用契約が確定していないため、評価の対象にはなりません。 公告日前日から過去1年間 公告日前日から過去1年間 公告日前日から過去1年間 公告日がこの時点での案件については、最初の雇用が、公告日前日から過去1年以内にないため(過去1年より前の雇用契約)、評価の対象にはなりません。					